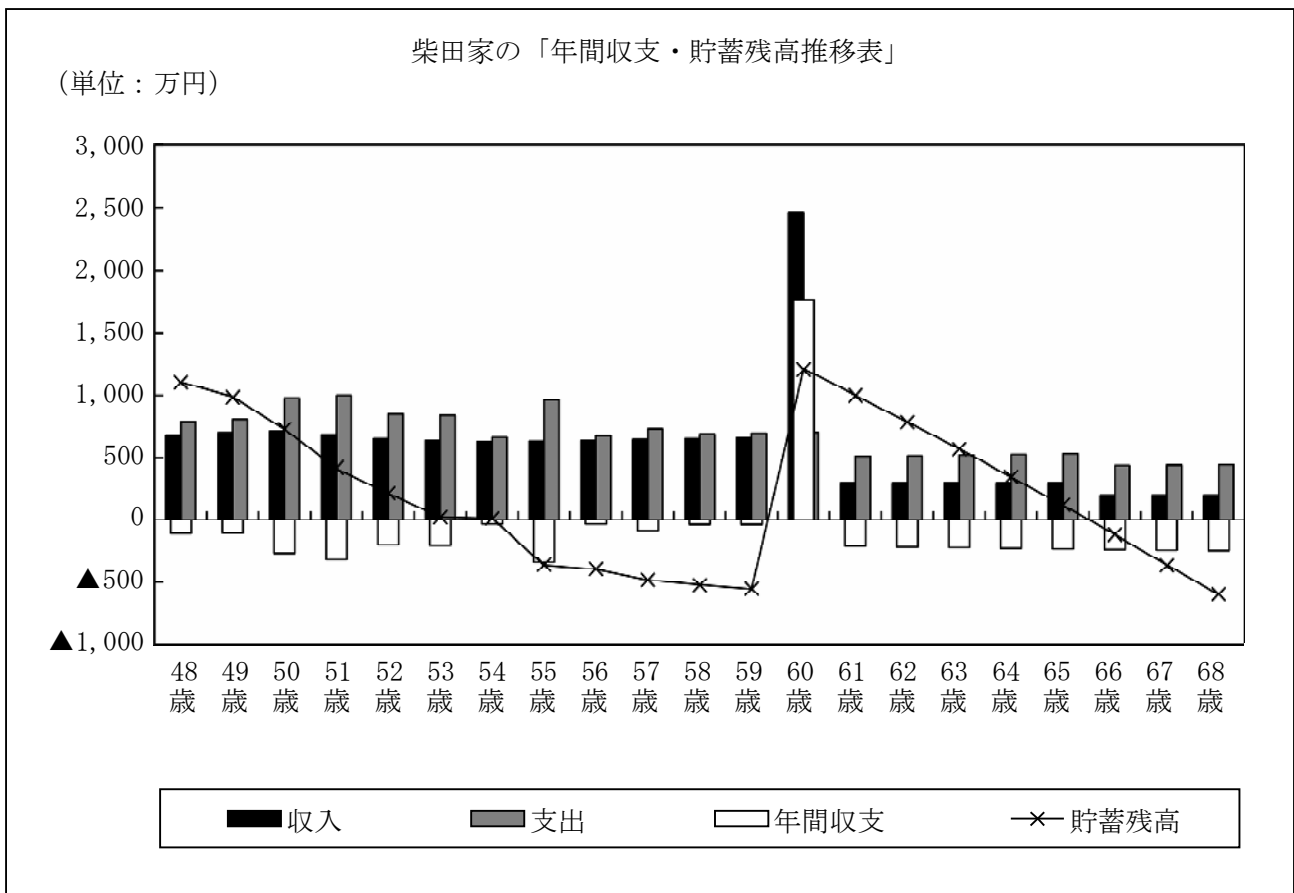


問 1

会社員の柴田さん（48歳）は、長女が4月から大学生となり安心してはいる半面、2年後には二女の大学受験も控え、教育費の負担について不安を感じています。貯蓄残高も減少傾向が続いているため、税理士資格を有するCFP®認定者にキャッシュフローの分析を依頼したところ、次の＜柴田家の「年間収支・貯蓄残高推移表」＞のようになることが判明しました。柴田さんは55歳から退職まで貯蓄残高がマイナスとなることに強いショックを受け、今後のライフプランを真剣に考えて対策を検討することにしました。柴田家の家計に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。



<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

<住民税に関する資料>

均等割額	年4,000円		
所得控除	社会保険料控除	所得税と同じ	
	生命保険料控除	1. 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		15,000円以下	支払金額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円
	2. 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	12,000円以下	支払金額	
12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 + 6,000円		
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円		
56,000円超	28,000円		
		(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。	
地震保険料控除	1. 地震保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	50,000円以下	支払金額の1/2	
	50,000円超	25,000円	
	2. 旧長期損害保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
5,000円以下	支払金額の全額		
5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2 + 2,500円		
15,000円超	10,000円		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
税率	道府県民税	4%	
	市町村民税	6%	

<令和3年分 給与所得の源泉徴収票>

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号) 1															
		(役職名)															
		氏名 (フリガナ) シバタ イチロウ 柴田 一郎															
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額							
給料・賞与	7,800,000			5,920,000			3,127,000			181,800							
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数					
有 従有		380,000		1		1											
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
1,162,000			85,000			10,000											
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		150,000					
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)					
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) シバタ ヨウコ 氏名 柴田 洋子		区分		配偶者の合計所得		0		国民年金保険料等の金額		0					
								基礎控除の額		所得金額調整控除額							
控除対象扶養親族		(フリガナ) シバタ ミカ 氏名 柴田 美香		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ)		区分							
		(フリガナ) シバタ ユウカ 氏名 柴田 優香		区分				(フリガナ)		区分							
		(フリガナ)		区分				(フリガナ)		区分							
		(フリガナ)		区分				(フリガナ)		区分							
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者 特 別 他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日					
									就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
														昭和	48	07	03
(受給者交付用)	支払者		住所(居所)又は所在地														
	氏名又は名称		株式会社 P X (電話)														

(問題1)

(設問A) 柴田さんは現状を把握するため、2021年分の給与所得の源泉徴収票に基づき、給与収入から2021年中に給与天引きされた社会保険料等の額、2021年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。2021年中に株式会社PXからの給与以外の収入がないものとした場合、柴田さんの2021年における手取り金額として、正しいものはどれか。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(1) 2021年分の給与収入	()
(2) 2021年中に給与天引きされた社会保険料等の額	()
(3) 2021年分の給与所得に対して課税される所得税の額	()
(4) 2021年分の給与所得に対して課税される住民税の額	()
(5) (1) - (2) - (3) - (4) =	()

1. 6,094,200円
2. 6,127,200円
3. 6,137,200円
4. 6,141,200円

(問題2)

(設問B) 柴田さんは定年後の生活設計のために、定年による退職一時金についても試算をすることにした。以下のとおりに退職一時金が支給される場合、柴田さんの退職一時金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除および住民税の均等割については考慮しないものとする。また、所得税および住民税は2021年4月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

- ・ 勤務先から支給される退職一時金の支給額 2,530万円
- ・ 勤続年数 30年2ヵ月

※勤続年数には介護休業制度を利用した休職期間が12ヵ月含まれている。

※障害者になったことを基因とする退職ではない。

※柴田さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 23,860,000円
2. 24,077,500円
3. 24,182,500円
4. 24,287,500円

(問題3)

(設問C) 柴田さんは定年後の60歳から70歳までの10年間、以下のとおりPY生命保険会社から個人年金を受け取る予定である。柴田さんが62歳の年に嘱託として働き、年240万円の給与収入を得た場合、この年の所得税控除後の手取り金額として、正しいものはどれか。なお、所得税は2021年4月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

- 個人年金の受取額等
 - ・ PY生命保険（10年確定年金）
 - 年金受取額 84万円
 - 必要経費 62万円
- 所得税の所得控除額 90万円

1. 1,774,000円
2. 2,574,000円
3. 3,149,000円
4. 3,194,000円

(問題4)

(設問D) 個人年金による収入に加え、65歳以降は老齢基礎年金と老齢厚生年金の支給が始まる。柴田さんが67歳の年に以下のとおり老齢年金の支給を受け、かつ、嘱託として働き、年180万円の給与収入を得た場合、この年の所得税控除後の手取り金額として、正しいものはどれか。なお、所得税は2021年4月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

- 個人年金の受取額等
 - ・ PY生命保険（10年確定年金）
 - 年金受取額 84万円
 - 必要経費 62万円
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金の受取額 210万円
- 所得控除額 90万円

1. 2,230,000円
2. 4,050,000円
3. 4,665,000円
4. 4,670,000円

(問題5)

(設問E) 柴田さんは、住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、以下の資産の売却を考えている。これらの資産を2021年中に売却した場合、柴田さんの2021年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	譲渡価額	取得費	譲渡費用	取得年月
ゴルフ会員権	180万円	190万円	10万円	2002年11月
骨董品	470万円	(注)	20万円	(注)

(注) 骨董品は、2013年9月に父から相続(単純承認)により取得したもので、父は1984年2月に150万円で購入している。なお、相続時の相続税評価額は300万円であった。

1. 40万円
2. 115万円
3. 125万円
4. 140万円

(問題6)

(設問F) 柴田さんの妻(48歳)は、医療事務の資格を活用してパートで働くことも考えている。仮に2021年における柴田さんの妻にパート収入が生じた場合の柴田さんの所得税に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、柴田さんの2021年中の収入は、株式会社PXからの給与のみであるものとする。

<合計所得金額900万円以下の納税者の配偶者に関する人的控除>

配偶者控除	38万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
	48万円超 95万円以下	38万円
	95万円超 100万円以下	36万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	26万円
	110万円超 115万円以下	21万円
	115万円超 120万円以下	16万円
	120万円超 125万円以下	11万円
	125万円超 130万円以下	6万円
	130万円超 133万円以下	3万円

1. 妻のパート収入が100万円の場合、柴田さんの所得税は増加しない。
2. 妻のパート収入が130万円の場合、柴田さんの所得税は増加しない。
3. 妻のパート収入が160万円の場合、柴田さんの所得税は7,000円増加する。
4. 妻のパート収入が190万円の場合、柴田さんの所得税は38,000円増加する。

問2

個人の事業に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題7)

(設問A) 細川さんは、2021年3月に勤めていた会社を退職し、2021年4月に個人で洋食器販売店を開業した。細川さんが事業を開始した2021年の所得等が以下のとおりである場合、細川さんの2021年分の所得税の計算上、2022年へ繰り越される純損失の金額として、正しいものはどれか。なお、細川さんは2021年分の所得税の申告から青色申告の適用を受けられ、2021年の青色申告書を申告期限内に提出し、純損失の繰越控除の適用が受けられるものとする。

所得の種類等	金額	備考
給与所得	350万円	—
事業所得	▲1,000万円	損失の金額には、被災事業用資産の損失は含まない。
退職所得	200万円	—
一時所得	100万円	—
所得控除額	150万円	—

1. 700万円
2. 550万円
3. 500万円
4. 350万円

(問題8)

(設問B) 細川さんは洋食器販売店の開業に当たり、中古自動車(軽自動車)を購入した。購入した中古自動車に関する内容は以下のとおりである。仮に、2021年4月から事業の用に供した場合、細川さんの2021年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却の金額として、正しいものはどれか。なお、この中古自動車の使用可能年数の見積もりは困難であるため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法により、耐用年数を計算する。また、細川さんは車両運搬具(自動車)の減価償却方法についての届出は行っておらず、法定償却方法によるものとする。

- ・ 購入価額 50万円
- ・ 経過年数 2年
- ・ 軽自動車の法定耐用年数 4年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
2年	0.500	1.000
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500

1. 125,250円
2. 187,500円
3. 250,000円
4. 375,000円

(問題9)

(設問C) 増田さんは個人で小売店を営んでおり、妻、長男および長女が販売員として増田さんの事業に従事している。2021年中にこれらの者に支払った給与の額が以下のとおりであった場合、増田さんの2021年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額として、正しいものはどれか。

<妻、長男および長女に支払った給与の状況>

支払先	年齢	給与の額
妻	55歳	60万円
長男	29歳	350万円
長女	26歳	40万円

- ・ 妻および長男は増田さんと生計を一にしており、いずれも前年以前から増田さんの事業にもっぱら従事している。
- ・ 妻および長男に支払った給与は「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内のものであり、かつ、労務の対価として相当と認められる。
- ・ 妻は、本年5月より病気のため入院しており、この病気のため、同月以降は増田さんの営む事業に従事していない。支給した給与60万円は1月から4月の分である。
- ・ 長女は、増田さんと別生計であるが、増田さんの営む事業を手伝ったことからアルバイト代を支払ったもので労務の対価として相当と認められる。長女は正社員としてYB社に勤務しており、アルバイトは主としてYB社の休日に行ったものである。

1. 350万円
2. 390万円
3. 410万円
4. 450万円

(問題10)

(設問D) 増田さんは、小売店の事業の用に充てるため、2021年8月に国庫補助金の交付を受けている。交付を受けた国庫補助金の額等の状況が以下のとおりであった場合、増田さんの2021年分の所得税における事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額および減価償却費として事業所得の必要経費に算入すべき金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<交付を受けた補助金および交付目的適合資産の取得状況>

- 交付を受けた国庫補助金の額 1,200,000円

この国庫補助金は2021年12月31日までに返還不要が確定している。

- 交付目的適合資産の取得状況等

増田さんは、交付を受けた国庫補助金に自己資金を加えて以下の器具備品を購入し、同日より事業の用に供している。

資産種類	取得年月	法定耐用年数	購入価額
器具備品	2021年9月	10年	1,950,000円

- ・ 器具備品の償却方法は定額法を選定するものとし、耐用年数10年の定額法償却率は0.100とする。

- | | | | |
|------------------|------------|-------|---------|
| 1. 総収入金額に算入すべき金額 | 0円 | 減価償却費 | 25,000円 |
| 2. 総収入金額に算入すべき金額 | 0円 | 減価償却費 | 65,000円 |
| 3. 総収入金額に算入すべき金額 | 1,200,000円 | 減価償却費 | 25,000円 |
| 4. 総収入金額に算入すべき金額 | 1,200,000円 | 減価償却費 | 65,000円 |

問3

所得税の不動産所得等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、不動産所得が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題11)

(設問A) 井川さんは資産運用の一環として、投資用の中古木造アパートを購入した。購入した不動産に関する条件等が以下のとおりである場合、所得税における不動産所得に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、井川さんはこれまでに給与所得以外の所得はないものとする。

- ・ 構造等 木造モルタル2階建
- ・ 部屋数 1DK6室 2DK3室 合計9室
- ・ 購入時期 2021年8月
- ・ 取得価額 建物 3,000万円
土地 5,000万円
- ・ 購入資金 自己資金(貯蓄)5割 銀行ローン5割
- ・ 不動産賃貸の開始時期 2021年10月
- ・ 不動産購入前の井川さんの所得状況 給与所得者

1. 井川さんが不動産賃貸を開始した年より青色申告を行うためには、その年の確定申告書の申告期限までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出すればよい。
2. 購入した不動産に空室があるときは、いつでも入居できるように維持管理がなされ、かつ継続的に入居募集を行っている場合であっても、その空室に対応する減価償却費を必要経費に算入することはできない。
3. 井川さんが購入した建物について定率法により減価償却費を計算するには、その年の確定申告書の提出期限までに、所定の届出書を提出しなければならない。
4. 中古建物付き土地を購入し、おおむね1年以内にその中古建物の取壊しに着手するなど、当初から取り壊して土地を利用することが明らかな場合には、建物の取得に要した費用と取壊し費用の合計額を土地の取得費に算入しなければならない。

(問題 1 2)

(設問B) 井川さんが(問題 1 1)のとおりアパートを購入し、2022年の不動産賃貸業の予想損益等が以下のとおりである場合、井川さんの2022年分の不動産賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、実際の納税時期にかかわらず、2022年の支出に含めて計算すること。

○予想される損益計算書

項目		金額
総収入金額		1,100万円
必要経費	租税公課	180万円
	減価償却費	220万円
	支払利息	60万円
	その他の必要経費	160万円
	合計	620万円
青色申告特別控除額		10万円

(注) 上記の表の総収入金額および必要経費については、未収、未払い、前受け、および前払いのものはない。

○借入金元金返済額 240万円

○所得税および住民税の金額 50万円

※2022年中に建物に塀(井川さんが80万円を現金で支出)を設置し、構築物として固定資産に計上する(上記の表の減価償却費には、この構築物の減価償却費を含めるものとする)。

1. 110万円
2. 320万円
3. 330万円
4. 410万円

(問題 13)

(設問C) 伊丹さんは個人で不動産賃貸業を営んでいる。2021年の伊丹さんの不動産賃貸に係る入金額が以下のとおりである場合、伊丹さんの2021年分の所得税の計算上、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、家賃等の収入すべき時期は、所得税法の原則的な方法によるものとし、「賃貸料の収入の期間対応による経理」の方法は使わない。

物件	入金額の内訳		備考
	項目	入金額	
居住用 マンションA	家賃	350万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年11月より賃貸を開始した。 ・ Aマンションは12室あり、家賃は全室月額10万円である。 ・ 賃借人は家賃を契約により、毎月月末までに翌月分を支払うことになっている。 ・ 101号室は、本年12月末日までに翌年1月分の家賃の入金がなかった。
	敷金	240万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金は契約とともに、30%を償却し、残額は契約終了後に返還することになっている。 ・ 中途解約の場合も上記と同様の取扱いをする旨が契約で定められている。
資材置場の B敷地	地代	168万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ T J社へ賃貸しており、本年7月1日に受け取った。 ・ 前年から契約により、毎年7月1日に地代を1年分受け取ることになっている。 ・ 左記の地代の賃貸借契約期間は2021年7月1日から2022年6月30日である。
	更新料	150万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年の更新時に、契約により賃貸借期間を10年に延長したことにより受け取った。 ・ 左記の更新料の契約効力発生日は2021年7月1日である。
合計	908万円		—

- ・ 伊丹さんは不動産賃貸業を事業的規模で行っている。
- ・ 伊丹さんは消費税の課税事業者には該当しない。

1. 531万円
2. 615万円
3. 740万円
4. 750万円

問4

妹尾さんは給与所得者でしたが、2021年1月に父親が亡くなったことによりアパートを相続（単純承認）し、そのアパートの賃貸業務を引き継ぎました。妹尾さんの父は生前、青色申告によって不動産所得の確定申告を行っていました。妹尾さんの不動産所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2021年の不動産所得が、最も少なくなる方法を選択するものとします。

（問題14）

（設問A）妹尾さんが父から不動産賃貸業を引き継いで、不動産所得について確定申告をする場合、妹尾さんが青色申告を行うための手続きに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 亡くなった父の不動産賃貸業をそのまま引き継ぐので、あらためて「青色申告承認申請書」を提出しなくても、2021年分について青色申告が認められる。
2. 2021年分の所得税の確定申告書の提出期限までに「青色申告承認申請書」を提出すれば、2021年分について青色申告が認められる。
3. 亡くなった父の準確定申告書の提出期限までに「青色申告承認申請書」を提出すれば、2021年分について青色申告が認められる。
4. 年の途中から不動産賃貸業を引き継いだので、2021年分については「青色申告承認申請書」を提出しなくても、2021年分について青色申告が認められるが、2022年分からはあらためて「青色申告承認申請書」を提出しなければ、青色申告が認められなくなる。

(問題 15)

(設問B) 妹尾さんは、父から不動産賃貸業を引き継いだが、相続したアパートを取り壊して建て替えることを考えている。建物の取壊しに要する予定の費用等は以下のとおりである。この費用等のうち、妹尾さんの2021年分の所得税における不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる金額として、正しいものはどれか。

<建物の取壊しに要する費用等>

- | | |
|---------------------|---------|
| ・ 建物の取得価額 | 1,500万円 |
| ・ 取壊しの日までの建物減価償却累計額 | 1,430万円 |
| ・ 取壊しに要する費用 | 160万円 |
| ・ 廃材の処分可能価額 | 40万円 |

※上記建物の取壊しに要する費用等を、必要経費に算入する前の2021年分の不動産所得（青色申告特別控除前）は、140万円である。

※不動産の貸付けは、事業的規模ではない。

1. 140万円
2. 160万円
3. 190万円
4. 230万円

(問題 16)

(設問C) 妹尾さんが新しいアパートを建築するためにかかった費用は以下のとおりである。アパートの取得価額の金額として、正しいものはどれか。なお、不動産所得の計算上、必要経費に算入することができるものは、必要経費として計算するものとする。

<建物の建築に要した費用等>

- ・ 建物の設計費用 120万円
- ・ 建物の建設費用 1,500万円
- ・ 建物の登記のための登録免許税と不動産取得税 70万円
- ・ 建築に際し、当初からその支出が予定されていた騒音被害の挨拶のための代金 80万円

1. 1,620万円
2. 1,650万円
3. 1,700万円
4. 1,770万円

(問題 17)

(設問D) 妹尾さんの10月から賃貸を開始した新しいアパートの内容等が以下のとおりであった場合、妹尾さんの2021年分の所得税における不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費が最大になる方法を選択するものとし、定率法が選択できる減価償却資産については、減価償却の方法は定率法を届け出ている。

種類	取得・賃貸を開始した年月	取得価額	耐用年数
建物（アパート）	2021年10月	16,000,000円	22年
建物附属設備	2021年10月	4,000,000円	15年
構築物（駐車場のアスファルト敷）	2021年10月	1,500,000円	10年

<償却率>

耐用年数	定額法	定率法
22年	0.046	0.091
15年	0.067	0.133
10年	0.100	0.200

1. 288,500円
2. 326,000円
3. 392,000円
4. 572,000円

問5

所得税の配当所得等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題18)

(設問A) 浅見さんの2021年中に支払いを受ける配当等が以下のとおりである場合、浅見さんの2021年の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社TA	55,000円	6ヵ月	・ 上場株式 ・ 年2回受け取っている。
	37,000円	6ヵ月	
株式会社TB	110,000円	12ヵ月	・ 非上場株式
株式会社TC	48,000円	6ヵ月	・ 非上場株式 ・ 年2回受け取っている。
	51,000円	6ヵ月	
国内公募公社債 投資信託	2,000円	12ヵ月	・ 長期公募公社債投資信託 ・ 2020年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。 ・ 収益分配金の計算期間は1年である。 ・ 2021年に初めて分配を受けた。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 浅見さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座(NISA口座)は有しておらず、2021年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2021年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 110,000円
2. 161,000円
3. 163,000円
4. 216,000円

(問題 19)

(設問B) 天野さんの2021年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得について総合課税により確定申告をした場合、天野さんの2021年分の所得税における配当控除の金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考
配当所得	700,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
給与所得	12,000,000円	—
雑所得	400,000円	原稿の執筆による報酬である。
譲渡所得	▲250,000円	2021年9月に売却したゴルフ会員権の譲渡による損失である(注)。
所得控除額	2,300,000円	—

(注) 天野さん個人がゴルフクラブの会員であるゴルフ会員権であり、この譲渡は事業所得または雑所得には該当しない。

1. 35,000円
2. 42,500円
3. 65,000円
4. 70,000円

(問題20)

(設問C) 川久保さんの2017年から2021年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、川久保さんの2021年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	上場株式の譲渡所得の金額	上場株式の配当所得の金額
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 361万円 ・ 取得費 458万円 ・ 譲渡費用 3万円 	15万円
2018年	譲渡取引はない。	7万円
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 184万円 ・ 取得費 202万円 ・ 譲渡費用 2万円 	4万円
2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 556万円 ・ 取得費 512万円 ・ 譲渡費用 4万円 	6万円
2021年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 370万円 ・ 取得費 310万円 ・ 譲渡費用 2万円 	5万円

- ・ 川久保さんは、2017年分の所得税の確定申告以降、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2016年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 少額投資非課税制度（NISA口座）による譲渡所得、配当所得は含まれない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 0円
2. 16万円
3. 20万円
4. 48万円

問6

所得税の譲渡所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題21)

(設問A) 生駒さんは38歳の給与所得者であり、現在は妻と子ども2人と賃貸住宅で暮らしている。生駒さんは2021年中に自宅を購入することを検討しており、その頭金の一部に充てるため、自己が保有する絵画と金地金の売却を考えている。以下に基づいて、これら譲渡に伴う所得税控除後の手取り金額として、正しいものはどれか。

＜生駒さんの給与所得等＞

- ・ 給与所得 580万円
- ・ 所得控除額 170万円

＜絵画および金地金の売却の内容＞

区分	購入日	購入額	売却予定日	売却予定額	譲渡経費
絵画	2018年8月23日	120万円	2021年11月30日	102万円	2万円
金地金	2011年3月20日	200万円	2021年11月30日	332万円	2万円

1. 408万円
2. 418万円
3. 419万円
4. 424万円

問7

居住用財産の譲渡に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題22)

(設問A) 飯田さん(75歳)は、所有する土地および建物(以下「マイホーム」という)を2021年9月に売却した。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。飯田さんのマイホームの譲渡に係る所得税および住民税の金額として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。また、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

<飯田さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	1991年10月	購入価額	土地	1,300万円
			建物 (鉄筋コンクリート造)	4,000万円
譲渡年月	2021年9月 (取得年月から譲渡年月までの経過年数30年)	譲渡価額	土地および建物	8,000万円
		譲渡費用(注)		200万円

(注) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

<譲渡所得に対する税率>

課税長期譲渡所得が6,000万円以下の金額	所得税	10%
	住民税	4%

<「建物の取得費」等の計算方法>

○「建物の取得費」の計算方法

① 建物の購入価額	4,000万円
② 建物の減価償却費相当額 (下記「建物の償却費相当額の金額」の計算方法を参照)	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○「建物の償却費相当額の金額」の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \text{(建物の購入価額)} \quad \quad \quad \text{(償却率)} \quad \text{(経過年数)} \quad \text{(建物の償却費相当額)} \\
 & 4,000\text{万円} \times 0.9 \times *** \times ***\text{年} = ***\text{円}
 \end{aligned}$$

○非業務用建物(居住用)の償却率

耐用年数47年に1.5を乗じて計算した年数に対応する旧定額法の償却率である。

年数	47年	70年	71年
償却率	0.022	0.015	0.014

※問題作成の都合上、一部を「***」にしている。

1. 1,416,800円
2. 1,568,000円
3. 2,626,400円
4. 5,768,000円

(問題23)

(設問B) 浜松さんは、大幅な収入減少により住宅ローンの返済が困難となり、自宅を売却して実家へ転居した。浜松さんの自宅の譲渡等に関する資料が以下のとおりである場合、浜松さんの所得税において、2022年以後に繰り越される損失の金額として、正しいものはどれか。なお、所得税の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除」の特例の適用を受けるための適用要件はすべて満たしているものとする。

○自宅の譲渡に関する資料

- ・ 譲渡契約日 2021年10月31日
- ・ 譲渡価額 3,400万円
- ・ 取得費 5,000万円
- ・ 譲渡契約の前日のローン残高 4,300万円
- ・ 譲渡費用 180万円

※買換資産は取得していない。

※譲渡契約日をもって譲渡した日とする。

○2021年中の所得に関する資料

- ・ 給与所得 440万円
- ・ 所得控除額 190万円

1. 0円
2. 460万円
3. 900万円
4. 1,340万円

問 8

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 2 4)

(設問A) 千田さんは、父親の死亡により2021年中に以下の死亡保険金を受け取った。この場合における千田さんの2021年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに一時所得に該当する所得はないものとする。

	S A 保 険	S B 保 険
保険種類	終身保険	終身保険
被保険者	千田さんの父	千田さんの父
保険契約者(保険料負担者)	千田さん	千田さん
死亡保険金受取人	千田さん	千田さん
支払保険料の総額(注)	1,700万円	890万円
死亡保険金	1,800万円	900万円
保険金の受取方法	一時金	一時金
保険料の支払方法	月払い	一時払い
契約日から死亡保険金受取りまでの期間	25年	3年

(注) 収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 25万円
2. 30万円
3. 55万円
4. 60万円

問9

所得税の損益通算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

(問題25)

(設問A) 青山さんの2021年における所得等が以下のとおりである場合、青山さんの2021年分の各課税所得金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

所得の区分	金額		備考
給与所得	収入金額	130万円	—
事業所得	売上高	910万円	個人事業に係るものである。
	必要経費	960万円	
譲渡所得	収入金額	380万円	上場株式の取引に係る所得で、証券会社の一般口座で取引を行っている。
	取得費等	260万円	
退職所得	収入金額	450万円	勤続年数は10年である(注)。

・青山さんの所得控除の金額は、70万円である。

(注) 障害者になったことに基因する退職ではなく、過去に退職金の支給を受けたことや役員として勤務した期間はない。また、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

- | | | | | | |
|------------|------|----------|-------|----------|------|
| 1. 課税総所得金額 | 0円 | 課税譲渡所得金額 | 75万円 | 課税退職所得金額 | 25万円 |
| 2. 課税総所得金額 | 0円 | 課税譲渡所得金額 | 100万円 | 課税退職所得金額 | 0円 |
| 3. 課税総所得金額 | 0円 | 課税譲渡所得金額 | 120万円 | 課税退職所得金額 | 25万円 |
| 4. 課税総所得金額 | 75万円 | 課税譲渡所得金額 | 0円 | 課税退職所得金額 | 25万円 |

問10

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

納税者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		48万円超 95万円以下	38万円	26万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

(問題 26)

(設問A) 安藤さんの家族構成および2021年分の収入等は以下のとおりである。この場合の安藤さんの2021年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員安藤さんと同居し、生計を一にしている。

<安藤さんの家族の2021年12月末日における現況等>

続柄	年齢	2021年分の所得等の状況
安藤さん本人	54歳	会社員で給与所得は420万円である。夫の死亡後は再婚していない。
長女	21歳	大学生でアルバイトによる給与所得が30万円ある。
長男	17歳	高校生で所得はない。
安藤さんの義父	80歳	公的年金による所得が50万円ある。
夫	—	2021年12月に死亡(死亡時58歳)。死亡時まで安藤さんと婚姻関係にあり同居し、生計を一にしていた。死亡時における2021年分の合計所得金額は、20万円であった。

- ・ 安藤さんは、夫と死別後は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人もいない。
- ・ 安藤さんおよび上記の表の人には障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 184万円
2. 187万円
3. 222万円
4. 280万円

(問題 27)

(設問B) 筒井さん夫妻の2021年における収入等が以下のとおりである場合、夫の筒井さんに適用される配偶者特別控除の金額として、正しいものはどれか。

○夫の筒井さん(55歳)の収入等

- ・ 給与収入 840万円
- ・ 不動産所得 300万円

※筒井さんは、個人で所有する家屋を、筒井さんが代表取締役を務める法人へ賃貸している。
上記は青色申告特別控除後の金額である。

○妻(52歳)の収入等

- ・ 給与収入 130万円

※筒井さん夫妻には、上記のほかに所得はない。

※2021年12月末日において筒井さんは、妻と同居し生計を一にしている。

1. 0円
2. 4万円
3. 26万円
4. 38万円

(問題 28)

(設問C) 佐野さんの妻はIT企業に勤めているが、2021年5月に長男を出産した。出産に要した費用および佐野さんの妻が受け取った金額が以下のとおりである場合、佐野さんの2021年の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、佐野さんは、給与所得者で給与所得の金額は320万円であり、給与所得以外の所得はない。

○妻の出産に関し佐野さんが負担した費用

- ・ 産婦人科医院に支払った診療費等
 - 2020年7月から同年12月までに支払った診療費 30万円
 - 2021年1月から同年5月までに支払った診療費および出産費 75万円
- ・ 出産時に支払った自宅から産婦人科医院までのタクシー代の支払金額 2万円

○出産に関し佐野さんの妻が受け取った金額

- ・ 健康保険組合から出産育児一時金 42万円
- ・ 健康保険組合からの出産手当金 38万円
- ・ 親戚、友人からの出産祝い金 5万円

1. 0円
2. 20万円
3. 25万円
4. 29万円

問 1 1

所得税の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、下記の速算表以外の条件は考慮しないものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 2 9)

(設問A) 谷口さんの2021年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、谷口さんの2021年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得の種類	金額	備考
給与所得	30万円	—
退職所得	50万円	株式会社SCからの退職金による所得。
事業所得	120万円	日本そば店の経営によるもの。
不動産所得	▲170万円	アパートの貸付によるもので、土地負債利子はない。
譲渡所得	10万円	10年間所有したゴルフ会員権の譲渡による所得。
一時所得	200万円	生命保険契約の解約による所得。

・ 谷口さんの所得控除の金額は、80万円である。

1. 27,500円
2. 32,500円
3. 72,500円
4. 80,000円

(問題30)

(設問B) 住吉さんは株式会社HDに勤務する会社員である。住吉さんの2021年中の収入が以下のとおりである場合、住吉さんの2021年分の所得税の合計所得金額として、正しいものはどれか。

○給与収入等に関する事項

- ・ 基本給 650万円
- ・ 家族手当 40万円
- ・ 通勤手当 12万円 (注1)
- ・ 出張手当 8万円 (注2)
- ・ 賞与 200万円

(注1) 通勤手当は1ヵ月当たり10,000円が支給されている。住吉さんは電車を利用しており、当該金額は一般の通勤者につき通常必要と認められるものである。

(注2) 出張手当は、本年7月に職務上神戸に出張した際の往復運賃および宿泊代としてHD社より支給を受けたものであり、通常必要と認められるものである。

○住吉さんの家族の状況

- ・ 住吉さん(45歳)、妻(42歳)、長女(18歳)、長男(13歳)

※妻・長女・長男はいずれも収入はなく、住吉さんと同居し生計を一にしている。

※年齢は2021年12月末日の現況である。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円

1. 691万円
2. 695万円
3. 709万円
4. 715万円

問 1 2

所得税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、解答に当たっては、2021年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題 3 1)

(設問A) 共働きの会社員である横川実さんと妻の響子さんは、2021年7月に新築マンションを購入した後、直ちに居住を開始した。横川さん夫妻が購入したマンションの概要および取得資金の内訳等が以下のとおりである場合、横川さん夫妻の2021年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額の合計額として、正しいものはどれか。

<横川さん夫妻が購入したマンションの概要>

床面積 75 m² (すべて居住用である)

取得価額 3,900万円

※認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

※実さん2/3、響子さん1/3の共有名義で登記をしている。

<取得資金の内訳>

調達先等	金額(注1)	2021年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	700万円	—	—	—	—	(注2)
金融機関	2,400万円	2,340万円	30年	1.2%	(注3)	—
実さんの母	500万円	490万円	12年	1.0%	実さん	(注4)
実さんの勤務先	300万円	290万円	10年	1.1%	実さん	(注5)

(注1) 金融機関、実さんの母、実さんの勤務先の金額は、当初借入額である。

(注2) 自己資金の内訳は、実さんが200万円、響子さんが500万円である。

(注3) 実さんと響子さんの連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注4) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

(注5) 実さんは勤務先の役員ではない。

<その他>

- ・ 2021年分の年末調整後の所得税額は、実さんが20万円、響子さんが6万円である。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 216,000円
2. 245,000円
3. 260,000円
4. 263,000円

(問題 3 2)

(設問B) 米田さんは1978年4月に取得し居住の用に供している家屋について、2021年10月に地震に対する安全性の向上を目的とした改修工事を行い、リフォーム業者に300万円を支払っている。また、この改修工事につき地方公共団体から補助金として100万円を受け取っている。米田さんが2021年中に受けられる「住宅耐震改修をした場合の住宅耐震改修特別控除」の金額として、正しいものはどれか。なお、この改修工事の耐震改修標準的費用は280万円であり、住宅耐震改修に係る耐震工事限度額は250万円である。また、米田さんの年末調整済みの源泉徴収税額は35万円であり、米田さんは、「住宅耐震改修をした場合の住宅耐震改修特別控除」の適用要件を満たしているものとする。

1. 18万円
2. 20万円
3. 25万円
4. 30万円

問 1 3

所得税における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 3)

(設問A) 安西さんは不動産収入を得る傍ら、美容院を買い取り、2021年2月から事業として始めたところ、当初の想定と異なり大幅な赤字となってしまった。安西さんが事業を開始した初年分の所得等が以下のとおりである場合、安西さんの2021年の所得税の計算上、2022年に繰り越される純損失の金額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額	備考
不動産所得	280万円	—
事業所得	▲360万円	損失の金額には、被災事業用資産の損失は含まない。 また、損失の金額には事業の譲渡を受けるに当たって金融機関から借り入れた借入金の利子10万円が含まれている。
雑所得	30万円	—
所得控除額	120万円	—

- ・ 安西さんは、開業時から青色申告書（損失申告を含む）を申告期限内に提出し、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

1. 40万円
2. 50万円
3. 80万円
4. 170万円

問14

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては、課税期間の納税額が最も少なくなる方法により計算するものとします。

(問題34)

(設問A) 個人事業主である別所さんの消費税に関する内容が以下のとおりである場合、2021年分と2022年分について、別所さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
2019年分	上半期	300万円	200万円
	下半期	600万円	530万円
2020年分	上半期	700万円	610万円
	下半期	1,150万円	1,040万円
2021年分	上半期	800万円	690万円
	下半期	未定	未定

- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 別所さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。
- ・ 「給与等の金額」は、所得税法に規定する給与等の支払額である。

- | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 2021年分 | 課税事業者 | 2022年分 | 課税事業者 |
| 2. 2021年分 | 課税事業者 | 2022年分 | 免税事業者 |
| 3. 2021年分 | 免税事業者 | 2022年分 | 課税事業者 |
| 4. 2021年分 | 免税事業者 | 2022年分 | 免税事業者 |

(問題35)

(設問B) 個人で不動産賃貸を行う山根さんの2021年分の損益等の状況は以下のとおりである。山根さんの2021年分における納付すべき消費税の額として、正しいものはどれか。

項目		金額 (消費税を含む)
総収入金額	店舗の賃貸収入	2,640万円
	住宅の賃貸収入	1,210万円
必要経費	課税仕入れに該当する経費の金額	484万円
	非課税仕入れに該当する経費の金額	935万円

- 山根さんの消費税の課税期間は1年であり、不動産賃貸業を開始してから毎年、課税事業者該当し、2021年分および2022年分の課税期間においても課税事業者該当する。
- 山根さんは課税事業者該当することになったときから「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出したことはない。
- 2021年分の基準期間における課税売上高は5,000万円以下である。
- 山根さんは消費税の計算に関して適切な記帳および書類の保存を行っている。
- 課税売上げについての著しい変動はないものとする。
- 上記の表に記載されたもの以外に、課税売上げおよび課税仕入れに該当する取引はない。

- 2,100,000円
- 1,960,000円
- 1,440,000円
- 1,200,000円

問15

個人住民税（道府県民税および市町村民税）および個人事業税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題36）

（設問A）川野さんは2020年中において会社を退職した。そして、2021年7月に賃貸用建物を取得し、取得と同時に建物の一部を小売業の店舗として事業を開始するとともに、店舗以外の部分を取得と同時に賃貸として貸付けを開始している。川野さんの2021年分の所得等が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、2021年中において事業税の課税対象となる第一種事業を行っている期間は6ヵ月である。

所得の種類等	金額	備考
事業所得	▲50万円	—
不動産所得	285万円	青色申告特別控除額65万円を控除後の金額。
所得控除額	50万円	—

- ・ 川野さんの2020年分の純損失の繰越控除額はない。
- ・ 川野さんは、青色申告特別控除額65万円を適用できる条件を満たしている。
- ・ 川野さんの不動産所得ならびに事業所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当し、事業税の課税対象となるものである。

1. 5,000円
2. 45,000円
3. 52,500円
4. 77,500円

（問題37）

（設問B）個人住民税の所得割に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税の確定申告書を提出した者は、住民税についても申告書を提出したものとみなされる。
2. 2021年の途中で会社を退職し、その後年末まで所得がなかった場合、2021年分の確定申告をして所得税が還付されると住民税も還付される。
3. 2021年1月1日にA県B市、同年4月1日にC県D市に住所を有していた者は、2021年度の住民税をC県D市に納めなければならない。
4. 2020年中に死亡した者の2021年度の住民税は、2020年分の所得税の準確定申告に基づき、その死亡した者の相続人に対して課される。

問 1 6

非居住者に係る所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 8)

(設問A) 日本国内に本店を有する株式会社Y Aに勤務していた会社員(役員ではない)の岡さんが、1年以上の予定で米国の支店に単身赴任をして非居住者となった場合、岡さんが日本の所得税の課税を受ける所得の金額の合計額として、正しいものはどれか。

<岡さんの所得に関する資料>

所得の種類	金額	内容
給与所得	6,000,000円	Y A社の支店で支払われる米国支店勤務に係る給与・賞与
給与所得	2,000,000円	Y A社の本店で支払われる日本在住の家族への留守宅手当
不動産所得	1,500,000円	日本国内にある土地建物を賃貸することによるもの
利子所得	20,000円	米国に本店がある銀行の東京支店の外貨預金に係る預金利子

1. 20,000円
2. 1,520,000円
3. 3,500,000円
4. 3,520,000円

問17

大久保さんは個人で鮮魚の小売店を経営していますが、売上げが順調に増加していることから、法人成りを検討することになりました。法人成りに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題39)

(設問A) 大久保さんは、法人成りを検討するために会社法について調べた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 株式会社の取締役の任期は原則として2年であるが、株式譲渡制限会社は定款に一定の記載をすることによって任期を無期限とすることができる。
2. すべての株式会社は、取締役会を設置しなければならない。
3. すべての株式会社は、監査役を最低1名選任しなければならない。
4. 株式会社の株主のうち、総議決権数の過半数を有する株主は、定款に別段の定めがある場合を除き、金銭による剰余金の配当を単独で可決できる。

(問題40)

(設問B) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日までの12ヵ月とする)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

支給月	金額	支給月	金額
4月	50万円	10月	65万円
5月	50万円	11月	65万円
6月(注1)	65万円	12月	65万円
7月	65万円	1月(注2)	72万円
8月	65万円	2月	72万円
9月	65万円	3月	72万円

- ・ この事業年度における、代表取締役の役職の変更や職務内容の変更などによる臨時改定事由は生じていないものとする。

(注1) 5月に開催した定時株主総会において、6月からの役員給与を月額50万円から65万円に改定することが決議されたことによるものである。

(注2) 当初予想していた売上高を上回ったため、臨時株主総会を開催し、1月からの給与を月額65万円から72万円に増額改定されたことによるものである。

1. 0円
2. 21万円
3. 66万円
4. 171万円

問18

株式会社GNは、主に輸入商品を扱う小売業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が500人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、GN社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2020年7月1日～2021年6月30日）のGN社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	6,800千円
地方法人税（当期中間分の本税）	700千円
法人住民税（当期中間分の本税）	540千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,380千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	830千円
固定資産税	340千円
印紙税（過怠税200千円を含む）	460千円
自動車税	670千円
不納付加算税（源泉所得税納付遅延に係るもの）	100千円

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 得意先に対して試供品を交付した費用 2,830千円
- ・ 一般消費者に対し取扱商品のアンケートを依頼した際に支払った謝礼金 1,200千円
- ・ 代表取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる）
1,000千円
- ・ 当社得意先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,800千円
- ・ 得意先60名を慰労目的で招いた宴会に係る飲食費の額 270千円
※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。
- ・ 法人会員となっているゴルフクラブの年会費 360千円
※入会金はGN社の資産に計上されている。
- ・ その他税務上交際費と認められる金額 7,750千円

<旅費交通費に関する事項>

海外出張の旅費として3,200千円（代表取締役分1,700千円と同伴者である代表取締役の妻の分1,500千円の合計）を支払い、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。妻はGN社の業務に従事しておらず、業務遂行上の必要性は認められない。また、代表取締役の旅費のうち通常必要と認められる金額は1,200千円である。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
器具備品 (電子看板)	2,880,000円	2,880,000円	0円	3年	2021年 5月1日	(注)
器具備品 (応接セット)	280,000円	280,000円	0円	8年	2020年 7月5日	

(注) 当期5月1日に単価180,000円のを16台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
3年	0.334	0.667	1.000	0.11089
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
GA社	1,000千円	GA社に対し貸付金2,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払能力からみて1,000千円は回収が困難であると認められる。そのため貸付金1,000千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
GB社	1,600千円	継続的な取引先であるGB社に対し貸付金1,600千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
GC社	2,100千円	当期中に取引先GC社に対して民事再生法による再生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している売掛金1,400千円と受取手形1,600千円のうち70%が切り捨てられることとなったため、2,100千円を貸倒損失として損金経理した。

(問題 4 1)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 8,340千円
2. 8,600千円
3. 8,870千円
4. 9,010千円

(問題 4 2)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,910千円
2. 2,750千円
3. 3,020千円
4. 3,180千円

(問題 4 3)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,500千円
2. 2,000千円
3. 3,000千円
4. 4,200千円

(問題 4 4)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、GN社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 120,000円
2. 159,990円
3. 180,000円
4. 210,000円

(問題45)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,000千円
2. 1,600千円
3. 2,600千円
4. 3,100千円

(問題46)

(設問F) GN社の同業他社である株式会社GD（資本金1,000万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、当期の第12期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、GD社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前課税所得金額
第1期	2009年7月1日～2010年6月30日	白色	▲300,000円
第2期	2010年7月1日～2011年6月30日	青色	▲2,800,000円
第3期	2011年7月1日～2012年6月30日	青色	▲1,000,000円
第4期	2012年7月1日～2013年6月30日	青色	▲600,000円
第5期	2013年7月1日～2014年6月30日	青色	200,000円
第6期	2014年7月1日～2015年6月30日	青色	500,000円
第7期	2015年7月1日～2016年6月30日	青色	400,000円
第8期	2016年7月1日～2017年6月30日	青色	200,000円
第9期	2017年7月1日～2018年6月30日	青色	300,000円
第10期	2018年7月1日～2019年6月30日	青色	400,000円
第11期	2019年7月1日～2020年6月30日	青色	500,000円
第12期	2020年7月1日～2021年6月30日	青色	2,400,000円

・ 災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 1,600,000円
2. 1,900,000円
3. 2,200,000円
4. 2,400,000円

問19

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 株式会社YCの取締役である平沼さんは、2021年中に個人所有の土地をYC社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、平沼さんの2021年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この土地は平沼さんの居住の用に供されたことはない。

<土地の取得に関する資料>

- ・ 取得年月 1974年6月
- ・ 取得費 3,300万円

<土地の譲渡に関する資料>

- ・ 譲渡年月 2021年9月
- ・ 譲渡価額 4,800万円
- ・ 譲渡時の時価 12,000万円
- ・ 譲渡費用 400万円

1. 1,100万円
2. 2,300万円
3. 6,800万円
4. 8,300万円

(問題48)

(設問B) 株式会社YDは、YD社が所有する時価200万円(帳簿価額120万円)のゴルフ会員権を自社の代表取締役である志賀さんに贈与(無償譲渡)した。この場合におけるYD社の法人税法の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 譲渡したゴルフ会員権の時価200万円が志賀さんに対する役員給与として扱われる。
2. 譲渡したゴルフ会員権の帳簿価額120万円が志賀さんに対する役員給与として扱われる。
3. 譲渡したゴルフ会員権の時価200万円の2分の1相当額の100万円が志賀さんに対する役員給与として扱われる。
4. 譲渡したゴルフ会員権の時価200万円と帳簿価額120万円の差額80万円が志賀さんに対する役員給与として扱われる。

問20

会社員の松尾さんは、勤務先を退職してテイクアウトも行う飲食店の開業を計画しています。開業する飲食店の予想損益計算書に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、売上原価は変動費に、売上総利益は限界利益に、販売費および一般管理費は固定費に、それぞれ該当することを前提とします。

予想損益計算書		(単位：千円)
I 売上高	22,500	
II 売上原価	13,500	
売上総利益	9,000	
III 販売費および一般管理費	6,000	
営業利益	3,000	

(問題49)

(設問A) 営業利益が0円となる売上高(損益分岐点売上高)として、正しいものはどれか。

1. 19,500千円
2. 16,500千円
3. 15,000千円
4. 9,000千円

(問題50)

(設問B) 目標営業利益4,200千円を達成するための売上高として、正しいものはどれか。

1. 33,000千円
2. 25,500千円
3. 23,700千円
4. 19,200千円